

〈障害者住宅改修費助成制度のご案内〉

世田谷区では、在宅で生活する障害者の方に、日常生活の利便を図るために住宅を改修するための費用を助成しています。ただし、施設に入所されている方や入院中の方は除きます。どうぞご利用下さい。

〈サービスの内容〉

身体障害者の方がお住まいの家屋(新築、増築を除く)を日常生活の利便と安全を図るために改修する費用を助成します。世田谷区と契約している業者が改善する場合に限りです。また、借家の場合は、家主の承諾が必要です。

〈助成品目、限度額及び対象者〉 ※「世田谷区重度障害者(児)日常生活用具給付事業」により給付されます。

品目	限度額(円)	対象者	内容
小規模改修	200,000	①6歳以上65歳未満の身体障害者手帳をお持ちの方で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の方(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害1級又は2級の方)。 ②6歳以上65歳未満で、障害者総合支援法の対象となる難病により、下肢または体幹機能に障害のある方。	(1)手すりの取付け (2)床段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
中規模改修	641,000	6歳以上65歳未満の身体障害者手帳をお持ちの方で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の方及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者の方。	玄関等の住宅設備の改修を伴うものとして区長が認める用具の給付及び改修工事(浴場・便所・玄関・居室・台所等)
屋内移動設備	本体 979,000	6歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、上・下肢又は体幹に係る障害の程度が1級であって歩行が著しく困難な方及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者の方。	レール走行型の屋内移動装置の機器本体及びスイッチ等機器本体の稼働に必要な付属器具並びにそれらの設備を取り付けるために要する設置費を給付
	工事費 353,000		

〈費用〉

1. 障害者の属する世帯全員の所得状況に応じて、自己負担があります。
2. 限度額を超える改修の場合、超えた金額については自己負担になります。

〈申込方法〉

改修工事をする前に、必ず各地域の保健福祉課へご相談下さい。

改修工事後の助成は出来ません。

* この他にも個別に条件がありますので、詳しくは以下の問い合わせ先にご連絡ください。

〈問い合わせ先〉 お住まいの地域の総合支所保健福祉センター保健福祉課

世田谷 総合支所	TEL 5432-2865
保健福祉センター 保健福祉課	FAX 5432-3049
北沢 総合支所	TEL 6804-8727
保健福祉センター 保健福祉課	FAX 6804-8813
玉川 総合支所	TEL 3702-2092
保健福祉センター 保健福祉課	FAX 5707-2661
砧 総合支所	TEL 3482-8198
保健福祉センター 保健福祉課	FAX 3482-1796
烏山 総合支所	TEL 3326-6115
保健福祉センター 保健福祉課	FAX 3326-6154

〈申請から完成まで〉

